

女性活躍加速のための重点方針 2016（抜粋）

平成 28 年 5 月 20 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を強力に進めていく。

（1）性犯罪への対策の推進

- ① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低 1 か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。

また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。

（2）ストーカー事案への対策の推進

- ① 「ストーカー総合対策」¹や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。

ストーカー事案への総合的な対策に更に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。

（3）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

- ① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとと

¹ 平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議

もに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。

② 個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。

③ 加害者更生に関する取組は被害者（子供も含む。）の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた調査・検討を加速する。

（４）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。
被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。

児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

児童の性的搾取等に係る対策を推進する。